

第 1 章 地域公共人材大学連携事業の概要、成果

第1節 事業の概要

1. 背景・目的

地方分権時代に入って、地域社会の全てのセクターが公共的活動に関わり社会的役割を果たす協働型社会の実現が求められているが、産官学民のセクターを横断する活動を担う人材のあり方と育成については、これまでほとんど体系的な検討と制度整備は行われていない。一方で、国は公共政策専門職大学院の整備を進めており、近年の公共政策系専門職大学院の相次ぐ開設と相俟って、公共政策の専門職の育成における人材の質保証とその社会的活用に関する制度整備が緊急の社会的課題となっている。

協働型社会において地域の公共的活動をセクターの壁を越えて担う人材を私たちは「地域公共人材」と呼ぶこととするが、その教育・研修システムは、諸外国における事例を見ても、個々の自治体や大学等の限界性を超えて、国または一定の広域的な地域における社会的制度として展開されなければその有効性の担保は非常に困難と考えられる。全ての社会的資源が公共的活動に関わる現代社会において、各セクターの活動に共通する公共的要素に対応可能な人材の育成と活用を社会的制度として定着させるためには、新たな教育・研修システムの整備と、それに連動する人材の活用を促進する制度の創設が必要である。

龍谷大学地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター (Local Human Resources and Public Policy Development System Open Research centre, Ryukoku University 以下「LORC」という) では、2003 年度から 5 年間、京都府内における地域公共人材開発のための教育・研修システムの構築に関する研究が精力的に展開されたが、その研究成果の一つとして、京都府内の産官学民による地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの開発と質保証及びそれに基づく地域資格認定システムの制度化に関する具体的な提言が取りまとめられた。

LORC の研究成果を受ける形で、教育・研修プログラムの質保証とそれに基づく地域資格認定制度の運用を担う地域の機関として、京都府内の主要な大学・自治体・NPO・経済団体によって構成される「一般財団法人地域公共人材開発機構」が 2009 年 1 月に設立された。その業務は、①公共人材育成のための教育・研修プログラムの質保証に関する調査・研究・検証、②地域公共人材育成にかかる公共政策系教育・研修プログラムの社会的な認証、③教育・研修プログラム修了者に対する地域資格認定制度の運用、④産官学民による協働型政策形成研修などの実施、の 4 つとされている。

その一方で、京都府内の教育・研修機関における教育・研修プログラムの開発については、共同開発の重要性が認識されているものの、財政的な対応が難しいため、現状では、龍谷大学法学研究科が平成 19 年度に大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）の指定を受けて NPO・地方行政研究コースで実施している単独のカリキュラム開発など、各大学がそれぞれに展開している取り組みに限定されざるを得ない状況にあり、本格的な共同開

発が待たれているところであった。

そうした状況を踏まえ、本事業は、地域公共人材開発の全京都的な展開のために、京都府内の公共政策系大学・大学院、ならびに地域公共人材に関わる自治体、経済団体、NPO等、産官学民の連携によって、各大学・大学院・機関が有する公共政策教育・研修に関するノウハウ・資源等を共有し、それを踏まえて、公共政策教育・研修プログラムの高度化に向けたカリキュラムや教材、履修証明制度を活用した地域資格認定制度等を幅広く共同開発するものである。本事業の成果は、これまで研究連携を実施してきた諸大学・諸機関で共有され、それを土台に地域社会における高度な教育・研修ネットワークの形成につなげていく。さらに、産官学民のセクターを横断する活動を担うことができる地域公共人材を育成し、セクター横断型の人事交流と人材の最適配置を促すことで、活力のある地域社会が現出することを目指す。

2. 取り組みの内容

本事業における具体的取り組み内容は以下の通りである。

① 地域公共人材育成のための教育プログラムの開発

これからの協働型社会と京都を担う地域公共人材の像を検討しつつ、学部ならびに大学院における地域公共人材育成に必要な教育について、各大学が共通して持つべき科目と独自に持つ科目、連携して提供する科目の検討を進める。教科内容やカリキュラムも含めて、協力連携関係にある自治体、経済団体、NPO等とともに開発を進める。

② 地域公共人材育成のための研修プログラムの開発

協働型社会を担う人材へのリカレント教育、キャリアアップ教育について、学部・大学院における必要な教育の内容について共同して開発する。協力連携関係にある自治体、経済団体、NPO等と協力して、大学の外にある各種の研修プログラムと学部・大学院教育との有機的で効果的な連携について社会実験を進める。

③ 地域資格付与にかかわる教育・研修プログラムの質の確保

教育・研修プログラムの質を確保するためにいかなる手だてが必要かについて、地域資格の付与に関わるカリキュラムの体系化、京都府内の大学・大学院が連携して実施する方法、共通教材の作成などを含めて検討する。

④ 履修証明制度（certification）の確立とその積極的活用法の検討

履修証明制度（certification）は欧米で発達してきたが、日本においても履修証明制度創設に関する法律が2007年に成立した。人材の流動化と社会的対応力の強化への対応をめざすリカレント教育、キャリアアップ教育に大学院教育が積極的に貢献するために、履修証明制度について共同して検討し、京都府内の公共政策系の大学院教育に導

入を促す。またその積極的活用法について、協力関係にある大学コンソーシアム京都、自治体、経済団体、NPO 等と検討を進める。

本事業の 2 年目にあたる 2009 年度は、地域資格認定制度のフレームワークとそれに関する教育・研修プログラムの社会的認証評価基準を確立することを主な目的として事業を実施した。

第 2 節 事業の体制

本事業の実施にあたっては、参加大学・機関・団体によって構成される幹事会、運営協議会を設置し、協議会の円滑な運営のために事務局オフィスを開設、事務局内に連携事業の運営に必要な博士研究員（PD）やリサーチ・アシスタント（RA）ならびに事務職員などの人材を配置している。

(1) 参加大学

龍谷大学（代表校）、京都府立大学、京都橘大学、同志社大学、佛教大学、立命館大学、京都産業大学（※）、京都大学（※）、京都文教大学（※）

（※）・・・オブザーバーとして参加。京都産業大学は 2010 年度より正式参加予定

(2) 参加機関・団体

京都府、京都市、（財）京都府市町村振興協会、特定非営利活動法人きょうと NPO センター、（財）大学コンソーシアム京都、（財）京都市景観・まちづくりセンター、京都商工会議所、（社）京都経済同友会

(3) 幹事会メンバー

白石 克孝	龍谷大学法学部教授
石田 徹	龍谷大学法学部教授
小沢 修司	京都府立大学公共政策学部教授
窪田 好男	京都府立大学公共政策学部准教授
織田 直文（2009 年 10 月まで）	京都橘大学現代ビジネス学部教授
中谷 武雄（2009 年 10 月から）	京都橘大学現代ビジネス学部教授
中谷 真憲（※）	京都産業大学法学部准教授

(4) 運営協議会メンバー

富野 暉一郎（代表）	龍谷大学法学部教授
白石 克孝	龍谷大学法学部教授
石田 徹	龍谷大学法学部教授
土山 希美枝	龍谷大学法学部准教授
小瀬 一	龍谷大学教学部長、経済学部教授
小沢 修司	京都府立大学公共政策学部教授
窪田 好男	京都府立大学公共政策学部准教授
織田 直文（2009 年 10 月まで）	京都橘大学現代ビジネス学部教授
中谷 武雄（2009 年 10 月から）	京都橘大学現代ビジネス学部教授

武蔵 勝宏	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
関谷 龍子	佛教大学社会学部准教授
上子 秋生	立命館大学政策科学部教授
中谷 真憲 (※)	京都産業大学法学部准教授
高田 光雄 (※)	京都大学大学院工学研究科教授
松田 凡 (※)	京都文教大学人間学部教授
川口 龍雄	京都府人事課長
山崎 明子	京都市総合企画局市民協働政策推進室課長補佐
藤井 敏久	(財)京都市市町村振興協会業務課課長補佐
深尾 昌峰	特定非営利活動法人きょうと NPO センター常任理事・事務局長
山本 恵果	(財)大学コンソーシアム京都主幹
福島 貞道	(財)京都市景観・まちづくりセンター専務理事・事務局長
山下 徹朗	京都商工会議所理事・事務局長
圓山 建造	(社)京都経済同友会事務局次長

(5) 研究スタッフ

平岡 俊一	博士研究員
村上 佳世 (2009 年 12 月まで)	リサーチ・アシスタント
大石 尚子 (2010 年 1 月から)	リサーチ・アシスタント

(6) 事務スタッフ

東澤 雄二	龍谷大学教学部次長
神牧 宏次	龍谷大学教学部課長
田村 瞳	龍谷大学教学部
八木 愛	龍谷大学教学部

(※)・・・オブザーバーとして参加

第3節 事業の総括

2009年度は前年度に引き続き本事業の開発目標である、①履修証明制度を活用したく地域資格認定制度の創設ならびにその運用、②地域資格「地域公共政策士」取得に向けた教育・研修プログラムの開発、③地域資格認定制度の質保証の仕組みづくり、に向けた事業を展開するとともに、その成果を生かした関連事業が連携機関等との協力を得て進展し、本事業の社会的意義が早くも現実化してきた1年間であった。以下では本事業の年次計画に基づく本年度事業の達成状況を概括するとともに、本事業の社会的広がりについても付記することとする。

本年度の事業計画の基本は、前年度に事業の基本的枠組みを確定し、事例調査と資格制度に関する情報を海外を含めて幅広く収集分析した結果を踏まえて、本格的に地域資格認定制度の創設と運用にかかるシステムの基本設計を確立することである。具体的には、地域資格認定制度にかかる国内外の基礎調査・事例調査を引き続き進めて地域資格認定制度に関するデータを蓄積・分析するとともに、京都発の地域資格認定制度にかかる枠組み及び質保証システムの開発を進めるために2つの専門部会を設置して共同開発を進め、さらに2010年度に試行する予定の各大学・機関における教育・研修プログラムの開発のためのFD研究を推進することであったが、これらの事業は基本的に順調に目標を達成し、2010年度における地域資格認定制度の施行につながるようになった。

(1) 地域資格認定制度の創設にかかる専門部会の設置と一般財団法人地域公共人材開発機構との事業連携について

地域資格認定制度の創設に向けて、本年度は「地域資格フレーム専門部会」と「認証評価基準専門部会」を設置するとともに、一般財団法人地域公共人材開発機構に対して、地域資格「地域公共政策士」の社会的受容と有効性の確保のために必要なシステム設計について調査研究の事業委託を行い、随時両専門部会との緊密な協議を通じて2010年度からの各大学における教育・研修プログラムの試行に必要な開発を実施した。

具体的には、「地域資格フレーム専門部会」においては、①英国のNQF(The National Qualification Framework)を参照したクレジットの積み重ねによる資格の構成を、大学の学部と大学院修士課程の公共政策系学部等の教育や、NPO・自治体・企業等の研修と連携する形で構築する、②米国の公共政策系大学院において導入され高い効果をあげているキャップストーン・プログラム(後出)を導入して、習得した能力をグループによる実践的な課題解決プログラムにおいて検証する共通プログラムを設定する。③文部科学省の履修証明制度については、各大学・研修機関が提供する教育・研修プログラムの履修要件を連携させるが、履修証明制度が文部科学省所管の教育機関に対象が限定されていることを踏まえて、大学等の高等教育機関以外が資格制度にかかる教育・研修プログラムを提供する場合も想定して、履修証明制度によらない資格取得も可能となるシステムとすることとな

った。

次に、「認証評価基準専門部会」においては、「地域公共政策士」の資格取得にかかる教育・研修プログラムの質保証の基準を定め、それを地域社会における各セクターがかかわる「社会的認証」として定着させるための試行を実施するにあたり必要となる基準案を策定した。当該基準案の基本的理念は、①教育・研修プログラムの質保証の実質化と②各機関の負担軽減、③「社会的認証」がプログラムを提供する各機関の教育・研修の質の向上を促す仕組みのビルトイン、の3点である。まず、教育・研修プログラムの質保証の実質化については、とくに教育・研修のアウトカム評価に重点を置いた評価項目の構成とすることが決定された。また、各機関の負担の軽減策としては、機関別評価を基本としていた従来の評価方法を転換し、各プログラムレベルを評価の対象とすることにより、法的規制や設備・環境等に関する評価項目を大幅に省略し、プログラムの到達目標とその目標を実現するためのプログラムの内容に評価を集約することで、プログラムの提供主体の時間的・財政的負担を大幅に削減することが可能となった。さらに、社会的認証が教育・研修の質の向上を促す方策としては、各機関における特色ある取り組みを別途記述する評価項目を設定することによって、先進的な取り組みの共有とそれによる新たな取り組みへの情報提供が可能となるようにしたこと、評価のインターバルを7年とし、評価結果については「不適合」の判定を行わないこととする一方で、中間点の評価後3カ年の時点で、中間報告を求めて改善点や勧告の実施状況を確認する仕組みを導入することとした。

(2) 大学連携事業の社会的展開

本事業は2009年度における事業の推進過程で社会的に大きな関心を集める結果となり、すでに本年度から事業の成果を踏まえ、または想定した社会的な動きが始まっている。

まず、厚生労働省が緊急雇用対策事業として雇用の確保と新たな雇用の創出のために各都道府県に基金を創設し、京都府がそれを受けて2009年度から実施している『「京の公共人材」未来を担う人づくり推進事業』について、本連携事業のパートナーとなっている一般財団法人地域公共人材開発機構に対して、上記の地域資格認定制度の趣旨を生かした人材育成事業の委託を実施することが決定し、本事業の制度設計と制度運用の試行に合わせた人材育成と就労のマッチングを同機構が受託し、現在連携事業参加の3大学と連携して制度の準備・試行・実施の各段階に活用することとなった。京都府としてはこの事業委託を契機に「地域公共政策士」の資格制度を含む新たな人材育成と地域振興のための恒常的な大学—地域の総合的連携システムの構築に向けて、関係機関・団体の参加を求めて研究会を立ち上げているところである。

(3) 大学連携事業の今後の展開

本連携事業は2010年度に補助が終了し、その後は加盟大学による「地域公共政策士」も資格付与にかかる教育・研修システムの運営にその主たる活動が集約されるが、2009年度

の事業活動の結果、新たな事業展開の展望が見え始めてきている。

具体的には、まず、(2) で述べた京都府との連携による「地域公共政策士」の資格を含むより広範な大学—地域連携による恒常的な連携事業の構築である。また本年度の事業展開において、大学以外の NPO や地域の各機関における地域資格の創設の可能性が幅広く見えてきたことによる、地域社会の基本的インフラとしての本資格制度の浸透の可能性が高まってきたことがいえる。さらに、文部科学省においては、生涯学習の見直しを中教審において進める過程で、教育と職能の連携システムの必要性に焦点が当てられて、本事業で開発してきた「地域資格」を国の制度として導入する可能性が検討されている。

2010 年度における本連携事業の展開を待つまでもなく進んできた本事業の社会的展開は、質保証された資格制度の導入が厳しい雇用情勢を抱える日本の現状にとって一定の意義を持っていることを社会の側が認定していると考えられるものである。本事業の 2010 年度の展開が、その動きをさらに加速することが期待される。

